

政策:6.男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進することにかかるコストの状況

(所管:厚生労働省、一般会計、組織:厚生労働本省、担当部局:雇用均等・児童家庭局、組織:国立更生支援機関、担当部局:国立更生支援機関、組織:都道府県労働局、担当部局:都道府県労働局)

(労働保険特別会計雇用勘定、年金特別会計子ども・子育て支援勘定、東日本大震災復興特別会計厚生労働本省)

1. 政策にかかるコスト 403,907 百万円

(単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	雇用安定等給付費	補助金等	委託費等	独立行政法人運営費交付金	庁費等
I 人にかかるコスト	3,180	2,543	135	501	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	145	-	-	-	-	-	-	-
②庁舎等(減価償却費)	311	-	-	-	-	-	-	-
III 事業コスト	400,269	(-)	(-)	(-)	2,838	393,631	927	236
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	5,378	(-)	(-)	(-)	2,838	12	623	236
(2)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	55,717	(-)	(-)	(-)	-	55,695	5	-
(3)子ども及び子育て家庭を支援すること	312	(-)	(-)	(-)	-	1	-	-
(4)児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目ない支援体制を整備すること	113,456	(-)	(-)	(-)	-	112,839	35	-
(5)母子保健衛生対策の充実を図ること	31,257	(-)	(-)	(-)	-	31,230	9	-
(6)ひとり親家庭の自立を図ること	194,148	(-)	(-)	(-)	-	193,850	253	-
コスト計(I+II+III)	403,907	2,543	135	501	2,838	393,631	927	236

(単位:百万円)

区 分	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	(参考)決算額
I 人にかかるコスト	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	-	145	-	-
②庁舎等(減価償却費)	-	311	-	-
III 事業コスト	1,312	-	267	397,277
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	1,214	-	-	5,131
(2)利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	3	-	-	55,717
(3)子ども及び子育て家庭を支援すること	43	-	267	33
(4)児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目ない支援体制を整備すること	20	-	-	113,456
(5)母子保健衛生対策の充実を図ること	1	-	-	31,257
(6)ひとり親家庭の自立を図ること	28	-	-	191,714
コスト計(I+II+III)	1,312	457	267	-

(参考) 自己収入 9,067 百万円

当該政策にかかる自己収入については、年金特別会計子ども・子育て支援勘定の拠入金収入等 950百万円

労働保険特別会計の雇用保険料等の雇用保険料等 8,116百万円

2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分		ストック内訳							
		未収金	貸付金	貸倒引当金	土地	立木竹	建物	工作物	物品
物にかかるコスト	165	-	-	-	-	-	-	-	160
庁舎等	8,315	-	-	-	5,723	8	1,943	640	-
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	729	-	-	-	-	0	402	325	-
(3)子ども及び子育て家庭を支援すること	20,599	20,796	-	△ 196	-	-	-	-	-
(6)ひとり親家庭の自立を図ること	154,483	-	154,528	-	-	-	-	-	-
合 計	184,293	20,796	154,528	△ 196	5,723	9	2,346	966	160

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳		備 考
	無形固定資産	未払金	
物にかかるコスト	5	-	
庁舎等	-	-	
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	-	-	
(3)子ども及び子育て家庭を支援すること	-	-	
(6)ひとり親家庭の自立を図ること	-	△ 44	
合 計	5	△ 44	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられる「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」及び「建物」・「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、定員数により、当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1)当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

I 人にかかるコスト	1,535
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	235
III その他事業コスト	10,714
合 計	12,486

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 (単位:百万円)

利払費	32,240
-----	--------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と当該政策に配分された官房経費等を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2)政策の概要

男女が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備、利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会の実現、子育て家庭の生活の安定を図ること、児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制の整備、母子保健衛生対策の充実を図ること、総合的な母子家庭等の自立を図ること。

(3)共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている(地方局・外局に関しては決算額による配分を行っている)。また、本省に一括して計上されている一部の人員費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4)その他

なし。